



# 新潟県公報

平成28年  
4月1日(金)  
第2771号

## 目次

### 告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 349
- 軽油引取税免税証の無効..... 349
- 解除予定保安林..... 350
- 救急医療機関の指定..... 350
- 救急医療機関の指定の取消し..... 350
- 私立学校の廃止認可..... 350
- 知事指定薬物の指定の失効..... 351
- 道路の区域の変更..... 352
- 道路の供用開始..... 352
- 新潟県収納代理金融機関の指定..... 352

### 公告

- 大規模小売店舗の新設の届出..... 353
- 大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要..... 354
- 大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要..... 354
- 種畜証明書の有効期間の延長..... 354
- 県営土地改良事業の工事完了..... 354
- 公共測量の終了..... 355
- 新潟県収入証紙売りさばき場所の変更..... 355

## 告示

### 新潟県告示第百八十九号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年新潟県告示第百五十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

新潟県知事 福田 富一

県民生涯部の部くらし安全安心課の款を削る。

(くらし安全安心課)

### 新潟県告示第190号

次の軽油引取税免税証は、平成28年3月23日から無効とした。

平成28年4月1日

新潟県知事 福田 富一

免税証の種類	免税用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の住所氏名	免税証を交付した県税事務所名	無効の事由
200円券	農業	A0740255549 ～ A0740255551	3枚	H28.1.1 ～ H28.12.31	壬生町 (有)ロード・ライン石油販売	新潟県 新潟県税事務所	紛失

50円券	農 業	A0540056338	1 枚	H28.1.1 ～ H28.12.31	壬生町 (有)ロード・ライン石 油販売	栃 木 県 栃木県税事務所	紛 失
20円券	農 業	A0440107165 A0440107166	2 枚	H28.1.1 ～ H28.12.31	壬生町 (有)ロード・ライン石 油販売	栃 木 県 栃木県税事務所	紛 失

(税務課)

栃木県告示第191号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 解除予定保安林の所在場所  
那須烏山市大沢字太良窪1348・字太良久保1344-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地及び河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林整備課)

栃木県告示第192号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
一般財団法人とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンターとちのき	栃木市大町39-5	平成28年4月1日から 平成31年1月31日まで

栃木県告示第193号

次の医療機関から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により、救急病院でなくなったことを告示する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地
一般財団法人とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンターとちの木病院	栃木市大町39-5

(医療政策課)

栃木県告示第194号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、平成28年3月31日付けで、次のとおり私立

学校の廃止を認可した。

平成28年4月1日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	設 置 者
平出むつみ幼稚園	宇都宮市平出町22番地1	学校法人平出むつみ学園
足利幼稚園	足利市家富町2188番地	学校法人鏝阿寺学園
アルス幼稚園	栃木市片柳町一丁目5番13号	学校法人アルス学園
おおみや幼稚園	栃木市大宮町1647番地3	学校法人如意輪寺学園
大平みなみ幼稚園	栃木市大平町西水代1742番地1	学校法人小森谷学園
岩舟幼稚園	栃木市岩舟町静622番地	学校法人恵生院学園
間々田幼稚園	小山市乙女三丁目1番6号	学校法人間々田幼稚園
小山幼稚園	小山市東城南五丁目23番地7	学校法人小山学園
安房神社幼稚園	小山市大字栗宮1615番地3	学校法人沼部学園
のぶしま幼稚園	小山市大字延島96番地	学校法人延島学園
大谷幼稚園	小山市大字東野田2130番地1	学校法人山中学園
生井ゆりかご幼稚園	小山市上生井679番地の3	学校法人徳永学園
高ノ台幼稚園	真岡市台町2323番地1	学校法人高德学園
真岡ひかり幼稚園	真岡市寺内75番地	学校法人荘厳寺学園
萌丘幼稚園	真岡市熊倉町4795番地3	学校法人萌丘学園
黒磯幼稚園	那須塩原市住吉町3番6号	学校法人黒磯幼稚園
第二薬師寺幼稚園	下野市祇園四丁目6の3	学校法人内木学園
愛泉幼稚園	下野市小金井四丁目12番地8	学校法人愛泉学園
片岡さゆり幼稚園	矢板市片岡字土中2288番地	学校法人恵和学園
つぼみ幼稚園	小山市宮本町二丁目2番16号	宗教法人日本キリスト教会小山教会

(こども政策課)

栃木県告示第195号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福田 富一

1 指定の失効した知事指定薬物の名称

- (1) 2- { [ビス (4-フルオロフェニル) メチル] スルフィニル} アセトアミド (通称名 B i s f l u o r o m o d a f i n i l) 及びその塩類
- (2) 2- (4-フルオロフェニル) -3-メチルモルフォリン (通称名 4-FPM) 及びその塩類
- (3) M i t r a g y n a s p e c i o s a 及びその近縁植物 (通称名 K r a t o m) (ただし M i t r a g y n i n e 又は 7 a-H y d r o x y-7 H-m i t r a g y n i n e を含有するものに限る。)
- (4) (E) -メチル=2- { (2S, 3S, 12bS) -3-エチル-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12b-オクタヒドロインドロ [2, 3-a] キノリジン-2-イル} -3-メトキシアクリラート (通称名 M i t r a g y n i n e) 及びその塩類

(5) (E) —メチル=2— { (2 S, 3 S, 7 a S, 1 2 b S) —3—エチル—7 a—ヒドロキシ—8—メトキシ—1, 2, 3, 4, 6, 7, 7 a, 1 2 b—オクタヒドロインドロ [2, 3—a] キノリジン—2—イル} —3—メトキシアクリラート (通称名7 a—H y d r o x y —7 H—m i t r a g y n i n e) 及びその塩類

(6) N— (2—フェニルプロパン—2—イル) —1— [ (テトラヒドロ—2 H—ピラン—4—イル) メチル] —1 H—インダゾール—3—カルボキサミド (通称名C U M Y L—T H P I N A C A) 及びその塩類

2 指定の失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 指定の失効の日

平成28年3月19日

(薬務課)

栃木県告示第196号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年4月1日から同年5月2日まで一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 大沢宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
198	前	宇都宮市宝木本町字仁良塚2548-1 から 宇都宮市宝木本町字仁良塚1854-1 まで	12.2 ~ 20.5	161.3	
	後	宇都宮市宝木本町字仁良塚2548-1 から 宇都宮市宝木本町字仁良塚1854-1 まで	12.2 ~ 15.0	161.3	

栃木県告示第197号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年4月1日から同年5月2日まで一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
222	一 般 県 道 熊 田 喜 連 川 線	那須烏山市南大和久813-1 から 那須烏山市南大和久983-2 まで	平成28年4月1日
325	主 要 地 方 道 宇 都 宮 船 生 高 徳 線	塩谷郡塩谷町大字佐貫字堀ノ内933-2 から 塩谷郡塩谷町大字佐貫字堀ノ内927-3 まで	平成28年4月1日

(道路保全課)

栃木県告示第198号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第168条第4項の規定により栃木県指定金融機関の取り扱う収納の事務のうち県税金及び県税外諸収入金の収納事務を取り扱う栃木県収納代理金融機関を次のとおり指定したので、同条第8項の規定により告示する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定した栃木県収納代理金融機関の名称  
株式会社ゆうちょ銀行
- 2 事務取扱店舗  
日本国内で業務を営む全ての店舗
- 3 指定年月日  
平成28年4月1日

(会計局会計管理課)

**公 告**

## ○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成28年8月1日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) カワチ薬品上三川店  
河内郡上三川町大字上三川4671番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社エコス  
東京都昭島市中神町1160番地1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
株式会社カワチ薬品
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年11月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,236㎡
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数  
駐車場 41台  
駐輪場 7台
- 7 荷さばき施設の面積  
52㎡
- 8 廃棄物等の保管施設の容量  
8 ㎡
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時15分
- 11 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間

13 届出年月日  
平成28年3月22日

14 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成28年5月2日までに栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福田 富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
T A I R A Y A上三川店  
河内郡上三川町大字上三川4671番地1 外

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
上 三 川 町	意 見 な し

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を平成28年5月2日までに栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福田 富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
T A I R A Y A上三川店  
河内郡上三川町大字上三川4671番地1 外

2 法第8条第4項の規定による意見の概要

意見なし

(経営支援課)

○種畜検査証明書の有効期間の延長

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定により、平成27年度に実施した定期種畜検査に基づいて交付した種畜証明書を受けたもので、その種畜証明書の有効期間が平成28年度定期種畜検査実施以前に満了するものについての種畜証明書の有効期間は同法第6条第2項の規定により、当該期間経過後1カ月以内において実施する平成28年度定期種畜検査の日まで延長する旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福田 富一

(畜産振興課)

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福田 富一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営金田北部3期地区土地改良(区画整理)事業	平成26年3月28日

(農地整備課)

## ○公共測量の終了

平成27年12月4日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、益子町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量(数値地形図データ作成)
- 2 作業地域  
芳賀郡益子町大字小泉・本沼地内
- 3 作業期間  
平成27年12月1日から平成28年3月14日まで

(監理課)

## ○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
平成28年 4月1日	(廃止)	栃木市大平町富田558 栃木市大平総合支所生活環境課	栃木市
	(廃止)	栃木市藤岡町藤岡1022-5 栃木市藤岡総合支所生活環境課	
	(廃止)	栃木市都賀町家中5982-1 栃木市都賀総合支所生活環境課	
	(廃止)	栃木市西方町本城1 栃木市西方総合支所生活環境課	

(会計局会計管理課)